



附則（平成二七年一月二六日内閣府令第六七号）

---

この府令は、平成二十八年三月三十一日から施行する。

附 則 (平成三十一年三月一五日内閣府令第五号)

この府令は、平成三十一年三月三十一日から施行する。

附 則 (令和四年一月一日内閣府令第六三号)

この府令は、令和五年三月三十一日から施行する。

附 則 (令和五年一月二七日内閣府令第一〇号)

この府令は、令和五年三月三十一日から施行する。

附 則 (令和五年六月九日内閣府令第五二号)

この府令は、令和六年三月三十一日から施行する。

---

---

---

---